

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年11月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：25件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニットスクラム用パイロット電磁弁（7台）の点検において、コイル部より異音の発生が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
2	1号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用流体継手軸受給油圧力スイッチの点検において、動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
3	1号機	不活性ガス系原子炉格納容器窒素ガス出口弁駆動部の点検において、シリンダ接続部よりエアリークが認められたため、当該部のシールリングを交換	D	
4	1号機	原子炉格納容器内給水配管エルボ部と配管サポートとの溶接部の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	原子炉再循環系流量計測用電気式演算器の点検において、電源スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
6	1号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系配管の結露防止ヒーター用制御回路の点検において、温度スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
7	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニットアキュムレータ圧力計（5台）の点検において、計器接続部より窒素ガスのリークが認められたため、当該部のシールリングを交換	D	
8	1号機	取水設備レーキ付パー回転式スクリーン（A）用洗浄水圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
9	1号機	原子炉圧力容器ベント系配管溶接部の浸透探傷検査において、指示模様（2箇所）が認められたため、当該部を溶接修理	D	
10	1号機	原子炉再循環系ポンプ用メカニカルシール水圧力計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
11	1号機	主蒸気隔離弁漏えい検査用試験装置の事前点検において、同装置のドレン弁（1台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	1号機	所内用空気圧縮機の操作スイッチ用運転状態表示ランプ（赤色）ソケットの外れが認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	給水加熱器ドレンポンプ（C）のメカニカルシール部に水のリーク（にじみ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	3号機	新サービス建屋換気空調機の室外機外箱に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	3号機	静止型無停電電源装置用予備電源盤の計器保護用カバー（2個）の破損及び紛失が認められたため、当該カバーを交換及び取付	D	
16	5号機	タービン建屋西側屋外設置の作業用分電盤及び作業用電源変圧器の点検において、分電盤の扉用パッキンに劣化及び変圧器用接地線の接続ボルトに折損が認められたため、当該パッキン及びボルトを交換	D	
17	5号機	サービス建屋電気品室の床面に、トイレ用排水配管からの汚水のリーク（約90cc、放射能汚染なし）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
18	6号機	廃棄物処理系原子炉格納容器内機器ドレンサンプ排水流量積算計に指示値不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
19	6号機	屋外敷設の原子炉建屋及びタービン建屋接地線用電線管に破損が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
20	6号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（D）のグランドリーク量の増加が認められたため、当該部のパッキンを点検・調整	D	
21	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A、B）用潤滑油冷却器（A）下部のドレン抜き口閉止用プラグの取付け部に、油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
22	集中環境施設	定期事業者検査（液体廃棄物貯蔵設備・処理設備のインターロック機能検査）において、検査要領書に誤記が認められたため、対応検討	D	
23	集中環境施設	換気空調系洗濯設備室排気用フィルタユニットの差圧スイッチに動作不良が認められたため、当該差圧スイッチを点検・調整	D	
24	その他	水処理設備前処理装置の加圧水タンク（A）用レベル検出器の点検において、絶縁抵抗測定値に管理値外れが認められたため、当該検出器を修理	D	
25	その他	定期検査請負企業所有の絶縁抵抗計の点検において、計器の故障が認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで